

川崎市住宅等不燃化推進事業補助金交付要綱

制定 平成29年3月30日 28川ま防第170号（市長決裁）

〔改正 令和元年10月11日 31川ま防第336号〕

〔改正 令和2年3月27日 31川ま防第668号〕

〔改正 令和3年3月31日 2川ま防第513号〕

（目的）

第1条 この要綱は、大規模地震時に多くの人的・物的被害の発生が想定される不燃化重点対策地区において、住宅等の建築物の不燃化を密集市街地一体で推進するため、火災被害の軽減や建物倒壊被害の防止を図る事業者に対し、その費用の一部を補助することにより、地域の防災性の向上に資することを目的とする。

2 補助金の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅等不燃化推進事業 老朽建築物を除却する工事又は耐火性能強化を行う工事をいう。
- (2) 老朽建築物 昭和56年5月31日以前に着工して建築された建築物、建築後の経過年数が別表1に定める耐用年数を経過した建築物又は市長が特に必要と認めた建築物をいう。
- (3) 耐火性能強化 川崎市不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の推進に関する条例（平成28年川崎市条例第89号。以下「条例」という。）第7条第1項に規定する建築物へ耐火性能を強化させることをいう。
- (4) 耐火建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第2条第9号の2に規定する建築物をいう。
- (5) 準耐火建築物 法第2条第9号の3に規定する建築物をいう。
- (6) 不燃化重点対策地区 条例第5条第1項の規定により指定された不燃化重点対策地区をいう。
- (7) 解体事業者等 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第一の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録を受けた解体工事業者をいう。
- (8) 延べ面積 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「施行令」という。）第2条第1項第4号に規定する面積をいう。
- (9) 敷地 施行令第1条第1号に規定するものをいう。
- (10) 市内中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者をいい、市内に主たる事務所又は事業所を有する者（原則として川

崎市内に登記簿上の本店がある企業)をいう。ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者をいう。

2 この要綱におけるその他の用語の意義は、補助金規則で使用する用語の例による。

(補助の対象区域)

第3条 補助の対象となる区域は、不燃化重点対策地区とする。

(補助の対象建築物)

第4条 補助の対象となる建築物は、別表2に掲げる要件を満たすものとする。ただし、別表3に掲げる要件に該当する建築物は補助の対象としない。

(補助の対象者)

第5条 補助の対象者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 老朽建築物除却の場合 老朽建築物の所有者又は老朽建築物の所有者から承諾を得て老朽建築物の除却を行う者

(2) 耐火性能強化の場合 耐火性能強化を行う建築物の建築主

2 補助の対象者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たす者であることを要件とする。

(1) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者には該当しないこと。

(2) 住宅等不燃化推進事業について、令和8年3月31日までに第18条第1項の補助金交付決定兼補助金額確定通知書の交付を受けること。

(補助金の額の算定方法等)

第6条 補助金の額は、別表4に掲げる額以内とする。なお、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の額は、一の建築物につき別表5に掲げる額を上限とする。

3 国、神奈川県、川崎市から同種の補助金等の交付を受ける場合は、前2項の補助金の額から当該補助金の額を控除するものとする。

4 補助対象工事に係る消費税及び地方消費税の相当額は、補助に含めないものとする。

(事前相談)

第7条 補助の活用を予定している者は、次条に定める補助対象の確認申請に先立ち、事前相談書(第1号様式)を市長に提出し、事前相談を行うものとする。

(補助対象の確認申請等)

第8条 補助対象の確認申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、工事の着手前に補助対象確認申請書(第2号様式)に、別表6に掲げる図書を添えて市長に提出し、補助対象の確認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、相当の期間のうちにその内容を審査し、次の各号のいずれかにより審査結果を申請者へ通知するものとする。

- (1) 事業内容がこの要綱の補助対象となることを確認したときは、補助対象確認通知書（第3号様式）により申請者へ通知するものとする。
- (2) 事業内容がこの要綱の補助対象とならないことを確認したときは、補助対象不適合通知書（第4号様式）により申請者へ通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により補助対象確認の審査結果を通知する場合において、必要があると認めるときは条件を付することができる。

（市内中小企業者への優先発注に対する措置）

第9条 耐火性能強化事業の申請者は、補助金予定額が1,000,000円を超える場合は、市内中小企業者により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

- 2 申請者は、市内中小企業者から見積書等を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書（参考様式第5号）を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として登載されている者、又は申請者に対して直近の4月1日以降に記載内容（住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数）に変更がない誓約書を提出した者を除く。
- 3 前条第1項に定める別表6に掲げる図書の内、入札（見積り）が行えないことに係る理由書（第5号様式）については、第1項ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積を徴収し難しい事由がある場合に提出するものとする。

（内容の変更）

第10条 第8条第2項第1号の通知を受けた申請者（以下「交付対象者」という。）は、申請の内容を変更しようとするときは、速やかに内容変更申請書（第6号様式）に、別表6に掲げる図書のうち、当該変更に係る関係図書を添えて市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申請があった場合は、相当の期間のうちにその内容を審査し、変更後もこの要綱の補助対象となることを確認したときは、内容変更確認通知書（第7号様式）により交付対象者へ通知するものとする。また、変更後はこの要綱の補助対象とならないことを確認したときは、第8条第2項第2号によるものとする。
- 3 市長は、前項の規定により内容変更の補助対象を確認する場合において、必要があると認めるときは条件を付することができる。

（地位の承継）

第11条 交付対象者は、補助対象建築物の譲渡（所有権の持分の譲渡を含む。）その他の事由が生じた場合において、交付対象者の承継人が第5条第2項の要件を満たし、かつ、補助対象確認を受けた内容で事業を継続する意思があるときは、地位承継届（第8号様式）に関係書類を添えて市長に提出することで交付対象者の地位を承継することができる。

（助言及び指示）

第12条 市長は、補助金規則第10条の規定により、交付対象者に対して、この要綱の目

的を達成するうえで必要な事項について助言し、又は指示することができる。

(工事着手の報告)

第13条 交付対象者は、補助対象確認通知書の通知を受けた後に、補助対象工事に着手したときは、速やかに工事着手報告書（第9号様式）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(事業計画の取り下げ・取り止め)

第14条 第8条第1項の申請者が、第8条第2項の通知を受ける前に事業計画を取り下げ、又は交付対象者が、第8条第2項第1号の補助対象確認通知を受けた事業計画を取り止めようとするときは、速やかに事業計画取り下げ・取り止め届（第10号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、第8条第1項の補助対象確認申請が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該申請は取り下げられたものとして扱うことができる。ただし、やむを得ない事情があると市長が認める場合においてはこの限りではない。

(1) 申請内容等に不備があり、確認に至らないまま180日が経過したとき。

(2) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

3 市長は、第8条第1項の補助対象確認申請が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該申請は取り止めたものとして扱うことができる。ただし、やむを得ない事情があると市長が認める場合においてはこの限りではない。

(1) 第8条第2項第1号の補助対象確認通知書の通知日又は第10条第2項の内容変更確認通知書の通知日から概ね1年が経過しても、第16条に定める工事完了報告書の提出に至らないとき。

(2) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

4 市長は、前2項に該当する場合は、事業計画取り下げ・取り止め通知書（第11号様式）により交付対象者へ通知するものとする。

(補助対象確認の取り消し)

第15条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助対象確認通知の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正な行為により、補助対象の確認を受けたとき。

(2) この要綱の規定若しくはこの要綱の規定に基づく条件に違反したとき(やむを得ない事情があると市長が認めるときを除く。)又は第12条に基づく市長の指示に従わなかったとき。

(3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により、補助対象確認通知の全部又は一部を取り消す場合は、補助対象確認取消通知書（第12号様式）により、交付対象者へ通知するものとする。

(工事完了報告及び補助金交付申請)

第16条 交付対象者は、補助対象工事が完了したときは、速やかに工事完了報告書（第13号様式）に別表7に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 前項の工事完了報告書は、補助金規則第11条に定める実績報告書とみなす。
- 3 第1項に定める別表7に掲げる図書の内、発注実績報告書(第14号様式)については、耐火性能強化事業のうち、補助金交付申請額が1,000,000円を超える補助金額となる案件について記載するものとし、第9条第1項の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。
- 4 第1項の工事完了報告書は、第8条第2項第1号の補助対象確認通知書の通知日又は第10条第2項の内容変更確認通知書の通知日から概ね1年以内に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認める場合においてはこの限りではない。
- 5 交付対象者は、補助金規則第3条第1項の規定により、補助金の交付の申請をしようとする場合は、工事完了報告書の提出後、速やかに補助金交付申請書(第15号様式)に、別表8に掲げる図書を添えて市長に提出するものとする。
- 6 前項の補助金交付申請にあたり、補助金規則第3条第3項の規定により、市長が記載又は添付を省略させることができる事項及び書類は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 補助事業等の経費の配分及び使用方法。
 - (2) 補助事業等の完了の予定日。
 - (3) その他補助事業等の遂行に関する計画。

(補助金額)

第17条 市長は、前条の補助金交付申請を行った者(以下「交付申請者」という。)に対し、予算の範囲内において補助することができる。

(補助金交付決定兼補助金額確定通知)

- 第18条 市長は、第16条第5項の規定による申請について、相当の期間のうちにその内容を審査し、その結果を補助金交付決定兼補助金額確定通知書(第16号様式)又は補助金不交付決定通知書(第17号様式)により交付申請者へ通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定及び補助金額の確定を通知する場合において、必要があると認めるときは条件を付すことができる。

(補助金の交付時期)

第19条 補助金は、前条第1項の規定による補助金額の確定の後に交付するものとする。

(補助金交付請求)

第20条 交付申請者は、第18条第1項の規定による補助金交付決定兼補助金額確定通知書の通知を受けたときは、補助金交付請求書(第18号様式)に補助金交付決定兼補助金額確定通知書の写しを添えて市長に提出することにより、補助金の交付を請求することができる。

(補助金の交付)

第21条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付するものとする。

(補助金交付決定の取り消し及び補助金の返還)

第22条 市長は、補助金規則第14条の規定により、交付申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な行為により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定若しくはこの要綱の規定に基づく条件に違反したとき（やむを得ない事情があると市長が認めるときを除く。）又は第12条に基づく市長の指示に従わなかったとき。
- (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により、補助金交付決定の全部又は一部を取り消す場合は、補助金交付決定取消通知及び返還命令書（第19号様式）により、交付申請者へ通知するものとする。

3 市長は、補助金規則第15条の規定により、補助金の交付後に第1項の規定により交付の決定を取り消した場合は、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(状況報告等)

第23条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助対象工事等の実施状況を検査又は調査し、交付対象者又は交付申請者に対してその報告を求めることができる。

2 前項の報告を求められた者は、住宅等不燃化推進事業実施状況報告書（第20号様式）により、速やかに当該事業の実施状況を市長に報告するものとする。

(調査に対する協力)

第24条 交付申請者並びに当該補助対象工事に係る設計者及び施工者は、この要綱による補助金の執行等に関し、市長が必要な調査を行おうとするときは、これに協力しなければならない。

(土地又は建築物管理義務)

第25条 この要綱による補助金の交付を受けた者は、補助に係る土地又は建築物を補助金の交付の目的に沿って適正に管理しなければならない。

(委任)

第26条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はまちづくり局長が別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱施行以前に、川崎市住宅不燃化促進事業補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）は、廃止する。ただし、この要綱の施行の際、旧要綱に基づき行われている事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則（令和元年10月11日31川ま防第336号）

この要綱は、令和元年10月15日から施行する。

附 則（令和2年3月27日31川ま防第668号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日2川ま防第513号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この施行より前に住宅等不燃化推進事業について第7条の規定により第1号様式を市に提出していた場合は、当該事業に係る手続きにおいてのみ、従前の要綱に基づく様式を用いることができる。

別表1（第2条関係）建築物の耐用年数

構造	耐用年数
木造	22年
鉄骨造	34年
鉄筋コンクリート造	47年

注 1 増築等により異なる建築年の部分が存する場合は、建築年が異なる部分ごとに耐用年数を検討し、過半の面積が耐用年数を経過している場合に老朽建築物とみなす。

注 2 構造が異なる部分が存する場合は、構造が異なる部分ごとに耐用年数を検討し、過半の面積が耐用年数を経過している場合に老朽建築物とみなす。

別表2（第4条関係）補助の対象となる建築物

補助事業項目	補助事業項目別の要件	備考
(1)老朽建築物除却	ア 申請者の他に当該建築物について所有権を有する者（以下「関係権利者」という。）がいる場合は、関係権利者の全員の同意が得られていること	必須
	イ 区分所有建築物の場合は、区分所有者によって合意された代表者の同意が得られていること	必須
	ウ 建築物の所有者、構造、延べ面積、竣工時期が確認できること	必須
	エ 工事は解体事業者等に請け負わせるものであること	必須
	オ 現に道路に面して倒壊防止対策が講じられていないコンクリートブロック塀が存在する場合は、高さ60cmを超える部分の除却などの倒壊防止対策に努めること	
(2)耐火性能強化	ア 申請者の他に当該建築物の建築主がいる場合は、建築主全員の同意が得られていること	必須
	イ 区分所有建築物の場合は、区分所有者によって合意された代表者の同意が得られていること	必須
	ウ 法に基づく建築確認が必要となる場合は、確認済証の交付を受けていること	必須
	エ 新築時の敷地面積は100㎡以上とすること ただし、この要綱の施行の際、現に建築物の敷地として使用されている土地について、その全部を一の敷地として使用する場合においてはこの限りではない	必須
	オ 当事業に伴い、法第42条第2項の道路において後退する区域が生じる場合は、道路状に自ら整備するとともに、工事完了後も門扉、塀、擁壁、広告物、プランター等の交通の妨げになるような工作物等を設置しない旨の誓約書を提出すること	必須
	カ 道路に面してコンクリートブロック塀を新設する場合は、施行令第62条の8の規定に基づき、適切な施工による倒壊防止対策を講じること	必須
	キ 敷地に接して2以上の道路が交差し、又は折れ曲がる部分の内角が120度以内で交わる角敷地においては、当該道路の幅員の和が10m未満の場合は、道路が当該敷地を挟む角を頂点とする長さ2mの底辺を有する二等辺三角形のすみ切り部分の敷地を道路状に整備するよう努めること	
	ク 道路に面する部分は、地震時における屋根瓦や窓ガラス等の落下物の防止対策に努めること	
ケ 感震ブレーカー、家庭用消火器の設置に努めること		

別表3（第4条関係）補助の対象とならない建築物

補助事業項目	補助事業項目別の要件
(1)老朽建築物除却	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 工事着手前に第8条の補助対象の確認を受けていないもの イ 延べ面積10㎡以下の建築物 ウ 国、地方公共団体その他公的な機関が所有する建築物 エ 除却範囲が建築物の一部に留まるもの オ 川崎市の事業による補助金等を利用して、既存建築物の増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替等を行う工事(以下「改修工事」という。)又は新築工事を実施した後に10年を経過していない建築物 カ 法第85条の規定に基づく仮設建築物
(2) 耐火性能強化	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 不燃化推進条例とは別の法令によって耐火性能強化を行うことが義務付けされている建築物 イ 法第43条第2項第2号の規定による許可を受けるため、耐火建築物又は準耐火建築物とする建築物(「建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可の基準」第5条に該当し、申請時通路の有効幅員が1.8メートル未満である場合) ウ 条例第7条第1項に規定する建築物を改修工事するもの エ 工事着手前に第8条の補助対象の確認を受けていないもの オ 延べ面積10㎡以下の建築物 カ 国、地方公共団体その他公的な機関が所有する建築物 キ 耐火性能強化の範囲が建築物の一部に留まるもの ク 法第85条の規定に基づく仮設建築物 ケ 都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条の都市計画事業認可の告示が行われているなど、事業施行中の都市計画施設(道路、公園等)又は市街地開発事業等の施行区域内に係る建築物 コ 建築物の形状、色彩、材質等について、周囲の住環境に著しく悪影響を及ぼすおそれのあるもの

別表4（第6条関係）補助金の額の算定方法

補助事業項目	補助対象の範囲	補助金額の算定方法																												
(1)老朽建築物除却	老朽建築物及びこれに付属する工作物等の除却費用(廃棄物の運搬及び処分費、敷地整地費等を含む)	次に掲げるもののうち低い方の額に3分の2を乗じた額 ① 解体事業者等との工事請負契約額 ② 対象建築物の延べ面積(m ²)に 20,000 円を乗じた額																												
(2)耐火性能強化	条例第7条第1項に規定する建築物へ耐火性能を強化させる工事費用(新築、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替等)	対象建築物の延べ面積に応じて次表に定める額 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>延べ面積(単位:m²)</th> <th>補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>10超え ～ 30未満</td><td>80,000円</td></tr> <tr><td>30以上 ～ 50未満</td><td>240,000円</td></tr> <tr><td>50以上 ～ 70未満</td><td>400,000円</td></tr> <tr><td>70以上 ～ 90未満</td><td>560,000円</td></tr> <tr><td>90以上 ～ 110未満</td><td>720,000円</td></tr> <tr><td>110以上 ～ 130未満</td><td>880,000円</td></tr> <tr><td>130以上 ～ 150未満</td><td>1,040,000円</td></tr> <tr><td>150以上 ～ 170未満</td><td>1,200,000円</td></tr> <tr><td>170以上 ～ 190未満</td><td>1,360,000円</td></tr> <tr><td>190以上 ～ 210未満</td><td>1,520,000円</td></tr> <tr><td>210以上 ～ 230未満</td><td>1,680,000円</td></tr> <tr><td>230以上 ～ 250未満</td><td>1,840,000円</td></tr> <tr><td>250以上</td><td>2,000,000円</td></tr> </tbody> </table>	延べ面積(単位:m ²)	補助金額	10超え ～ 30未満	80,000円	30以上 ～ 50未満	240,000円	50以上 ～ 70未満	400,000円	70以上 ～ 90未満	560,000円	90以上 ～ 110未満	720,000円	110以上 ～ 130未満	880,000円	130以上 ～ 150未満	1,040,000円	150以上 ～ 170未満	1,200,000円	170以上 ～ 190未満	1,360,000円	190以上 ～ 210未満	1,520,000円	210以上 ～ 230未満	1,680,000円	230以上 ～ 250未満	1,840,000円	250以上	2,000,000円
延べ面積(単位:m ²)	補助金額																													
10超え ～ 30未満	80,000円																													
30以上 ～ 50未満	240,000円																													
50以上 ～ 70未満	400,000円																													
70以上 ～ 90未満	560,000円																													
90以上 ～ 110未満	720,000円																													
110以上 ～ 130未満	880,000円																													
130以上 ～ 150未満	1,040,000円																													
150以上 ～ 170未満	1,200,000円																													
170以上 ～ 190未満	1,360,000円																													
190以上 ～ 210未満	1,520,000円																													
210以上 ～ 230未満	1,680,000円																													
230以上 ～ 250未満	1,840,000円																													
250以上	2,000,000円																													

別表5（第6条関係）補助金の額の上限

(1)老朽建築物除却	1,000,000円
(2)耐火性能強化	2,000,000円

別表6（第8条関係） 補助対象確認申請書に添付する図書

老朽建築物除却事業の添付図書（各1部）		耐火性能強化事業の添付図書（各1部）	
1	事前相談書の写し及びチェックシート	1	事前相談書の写し及びチェックシート
2	本人以外が手続きを行う場合は、委任状(参考様式第1号)	2	本人以外が手続きを行う場合は、委任状(参考様式第1号)
3	関係権利者がいる場合、関係権利者承諾書(参考様式第2号)、遺産分割協議書その他の申請者による事業実施について関係権利者全員からの承諾が確認できるもの	3	申請者の他に建築主がいる場合、建築主承諾書(参考様式第3号)
4	申請者が当該建築物の所有権を有しない場合、住民票、戸籍抄本、契約書その他の所有者との関係がわかる書類	4	位置図
5	位置図	5	工程表
6	工程表	6	公図の写し* ¹ (一筆の一部を敷地とする場合は位置を加筆して明示)
7	公図の写し* ¹ (一筆の一部を敷地とする場合は位置を加筆して明示)	7	土地登記の全部事項証明書の写し* ¹
8	土地登記の全部事項証明書の写し* ¹	8	計画建築物の詳細が分かる書類 (1)法に基づく建築確認が必要となる場合は、建築確認申請書一面から五面までの写し、確認済証の写し、これらに添付した次の設計図面一式 ・案内図 ・配置図 ・各階平面図 ・立面図 ・断面図 ・求積図(床面積計算表) ・仕上げ表(主要構造部が分かるもの) (2)法に基づく建築確認が必要とならない場合は、建築確認が必要となる場合と同等の設計図面等一式
9	除却建築物に関する所有者、構造、延べ面積、竣工時期が確認できる書類(建物・登記の家屋全部事項証明書* ¹ の写し、固定資産税台帳記載証明書* ¹ の写しなどのうち一つ以上)	9	現況写真(カラー2方向以上、外観のみ)
10	現況写真(カラー2方向以上、外観のみ)	10	工事等請負契約書の写し* ² (未契約の場合は工事見積書の写し)
11	工事等請負契約書の写し(費用の内訳を含む)* ² (未契約の場合は工事見積書の写し) (老朽建築物除却事業の補助対象以外も混在している場合は、区分が明確になっているものに限る)	11	市内中小企業者から2者以上の工事見積書の写し* ³
12	その他市長が必要と認める書類	12	入札(見積り)が行えないことに係る理由書(第5号様式)* ⁴

13	都市計画施設の区域内における建築物の場合、都市計画法第53条に基づく建築許可書の写し
14	当事業に伴い、法第42条第2項の道路において後退する区域が生じ、当該土地を川崎市へ寄附しない場合は、道路状に自ら整備するとともに、工事完了後も門扉、塀、擁壁、広告物、プランター等の交通の妨げになるような工作物等を設置しない旨の誓約書(参考様式第4号)
15	その他市長が必要と認める書類

- 備考 「*1」印のものは、有効期限内のものに限る（ただし、有効期限がないものについては、発行から3ヶ月以内のものに限る）
- 「*2」印のものは、特別な事情があると認められる場合については、これに類する資料でも可
- 「*3」印のものは、補助金予定額が1,000,000円を超えるものに限る
- 「*4」印のものは、「*3」の見積りを徴収出来ない場合に限る

別表7（第16条関係） 工事完了報告書に添付する図書

老朽建築物除却事業の添付図書（各1部）		耐火性能強化事業の添付図書（各1部）	
1	工事等請負契約書の写し* ¹ (費用の内訳を含む。老朽建築物除却事業の補助対象以外も混在している場合は、区分が明確になっているものに限る)	1	工事等請負契約書の写し* ¹
2	請求書の写し* ¹	2	発注実績報告書(第14号様式)* ²
3	領収書の写し* ¹	3	請求書の写し* ¹
4	工事完了後の敷地の写真 (カラー2方向以上)	4	領収書の写し* ¹
5	建物の取壊し日を証明する書類の写し (解体施工者発行の解体証明書の写し又は建物滅失登記完了証等の写し)	5	工事完了後の建築物の写真 (カラー2方向以上、外観のみ)
6	補助の申請者が連名で複数いる場合は、補助金の受領等に関する委任状 (参考様式第6号)	6	検査済証の写し (法に基づく建築確認が必要とならない場合は施工写真等)
7	その他市長が必要と認める書類	7	補助の申請者が連名で複数いる場合は、補助金の受領等に関する委任状 (参考様式第6号)
		8	その他市長が必要と認める書類

備考 「*1」印のものは、特別な事情があると認められる場合については、これに類する資料でも可

「*2」印のものは、補助金交付申請額が1,000,000円を超えるものに限る

別表8（第16条関係） 補助金交付申請書に添付する図書

老朽建築物除却事業の添付図書（各1部）		耐火性能強化事業の添付図書（各1部）	
1	補助対象確認通知書の写し	1	補助対象確認通知書の写し
2	内容変更確認通知書の写し (内容変更申請を行った場合のみ)	2	内容変更確認通知書の写し (内容変更申請を行った場合のみ)
3	その他市長が必要と認める書類	3	その他市長が必要と認める書類